

議案第 7 号

令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 328,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年 9月11日提出

木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		108,140	△48	108,092
	1 繰 入 金	108,140	△48	108,092
5 繰 越 金		1	2,948	2,949
	1 繰 越 金	1	2,948	2,949
7 町 債		99,500	△2,900	96,600
	1 町 債	99,500	△2,900	96,600
歳 入 合 計		328,955	0	328,955

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	99,500	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、しり 利率見直り政 方式でれる府 入れ政及地 資金共団 方公機 金につ 金融機 金につ に、利率の 見直しを 行った後 において、 当該見直 後の利率)	96,600	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、しり 利率見直り政 方式でれる府 入れ政及地 資金共団 方公機 金につ に、利率の 見直しを 行った後 において、 当該見直 後の利率)	政府資金につ てはその融 資条件に より、銀 行その他 については 当該借入 先と協 定する ものとする。 ただし、町 財政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もし くは繰上 償還又は 低利債に 借換える こと ができる。
計	99,500			96,600			